



4月から町税・使用料などが

# 郵便局・コンビニでも納められます

平成19年度分から

**町税** 町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

**使用料** 上下水道料・公営住宅料・保育料(学童保育料含む)  
学校給食費・介護保険料

の支払いが

全国の郵便局・コンビニエンスストアでも納めることができますようになります。

納付できる窓口

- 役場出納課、上美生出張所
- 指定金融機関(北海道銀行本・支店)
- 収納代理金融機関(帯広信用金庫本・支店、芽室町農業協同組合、みずほ銀行本・支店、北見信用金庫本・支店、北洋銀行本・支店)



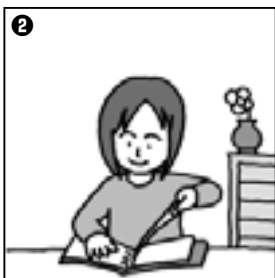
全国の郵便局、全国のコンビニも納付可能となります。



納める方法



① 納付書に記載してある金融機関・郵便局の窓口またはコンビニのレジカウンターに現金と一緒にお渡しください。



② その際に受け取った領収書は大切に保管してください。

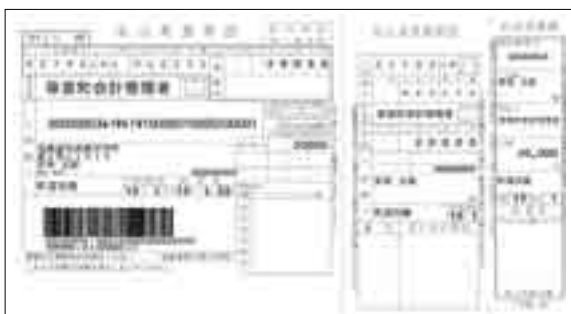


③ 支払額が30万円以上の場合は、コンビニエンスストアでの利用はできません。金融機関、役場窓口などで納付してください。



※平成18年度までに発行した納付書は、郵便局・コンビニエンスストアでの利用はできません。

新しい納付書



平成19年4月からの郵便局、コンビニ納付実施に伴い、毎月25日に実施している役場出納課窓口の延長および納期日に実施している夜間納税相談窓口は、3月をもって終了します。  
なお、納税相談は随時行いますので、ご連絡ください。  
☎ 税務課納税係 ☎62-9722  
✉ z-nouzei@memuro.net